

答 申 第 2 1 号

平成 1 5 年 3 月 2 6 日

大 阪 府 知 事
太 田 房 江 様

大 阪 府 環 境 審 議
会 長 南



水質環境基準に係る河川（安威川等 1 1 水域を除く）の
類型見直しについて（答申）

平成 1 3 年 1 2 月 2 6 日 付 け 循 環 第 5 4 5 号 で 諮 問 の あ っ た 水
質 環 境 基 準 に 係 る 河 川 の 類 型 見 直 し に 関 し、安 威 川 等 1 1 水 域 を 除
い た も の に つ い て、別 添 の と お り 答 申 し ま す。

水質環境基準に係る河川（安威川等 11 水域を除く）の類型見直しについて

（答 申）

平成 15 年 3 月

大阪府環境審議会

目 次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	2
(1)	類型見直しの必要性	2
(2)	既に類型当てはめを行っている水域の見直し について	2
(3)	新規類型当てはめについて	3
3	55 水域の類型見直しについて	3
(1)	見直しの考え方	3
(2)	水域類型と達成期間についての検討結果等	4
(3)	類型当てはめの見直し結果	9
4	新規類型当てはめについて	10
(1)	類型当てはめの考え方	10
(2)	水域類型と達成期間についての検討結果等	10
(3)	新規の類型当てはめ結果	13
5	達成の方途	14
6	おわりに	15
	(付帯意見)	16
1	水辺の空間利用による新たな類型設定について	16
2	類型当てはめ見直しの検討時期について	16
3	大腸菌群数の基準について	17
参考資料		
1	水質環境基準について	18
2	類型当てはめ見直し河川図	19
3	河川の利用状況と水質の概要	20
4	水質（BOD）経年変化と環境基準の達成状況	22
5	環境審議会における水質環境基準に係る河川の 類型見直しについての検討状況	25
6	大阪府環境審議会委員名簿	27
7	大阪府環境審議会水質規制部会委員名簿	28

1 はじめに

河川水質に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、公害から国民の健康や生活環境を保護するために設定されたものであって、個別の公害対策の実施に当たり、終局的に水質をどの程度に保つのかという目標であり、「人の健康の保護に関する項目」（健康項目）と「生活環境の保全に関する項目」（生活環境項目）について定められている。

このうち、生活環境項目については、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む生活環境を保護するため、個々の水域の利用目的等に対応して、環境大臣または都道府県知事が類型当てはめを行い、設定することになっている。

現在、大阪府域では、環境大臣が4河川・7水域に、また、大阪府知事が59河川・66水域に、それぞれ類型当てはめを行っている。

環境基準の類型当てはめは、水域の利用態様の変化や水質汚濁の状況等により、適宜、設定、改定することとされており、これまで、大阪府域では、国が昭和45年に20河川26水域（後に15河川18水域は大阪府に移管、1河川1水域は解除）に、また、大阪府が昭和48年に20河川・23水域、昭和50年に13河川・16水域に類型当てはめを行い、平成4年には、大阪府が10河川・9水域について新たな類型当てはめと、11河川・11水域について類型見直しを行っている。

その後、およそ10年が経過し、水質汚濁の状況等河川を取り巻く情勢に変化が見られることから、より一層の水質保全を図るため、大阪府知事は大阪府環境審議会に類型見直しについて諮問を行った。水質規制部会は環境審議会からの付託を受けて、類型当てはめの見直しの検討を行ってきた。

検討に当たっては、平成13年3月に環境大臣が神崎川及び猪名川下流の類型見直しを行ったことから、この水域の上流の、大阪府知事が類型当てはめを行っている安威川等の7河川・11水域において、下流水域と上流水域の類型に不整合が生じたことから、同部会は、当該11水域についての類型見直し（関連する佐保川の追加を含む。）を先議し、平成14年3月28日に検討結果（第1次報告）を取りまとめたところである。（平成14年6月18日付け大阪府公告第112号で公示）

同部会では、引き続き、残る 51 河川・55 水域について類型当てはめの見直しと、現在、類型当てはめが行われていない河川水域に対する新規の類型当てはめの検討を進め、平成 15 年 3 月 26 日に検討結果の第 2 次報告を行った。本審議会において、この部会の報告に基づいて検討を行った結果、その内容が適当であるとの結論を得たので、ここに答申する。

2 基本的な考え方

(1) 類型見直しの必要性

最近 10 年間の河川水質の汚濁状況は、多くの河川で改善傾向が認められている。河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の年間評価に用いられる 75% 値（低い方から 75% に位置する水質値）について、昭和 63～平成 4 年度と平成 9～13 年度の平均値を比較して水質の改善状況を見ると、66 水域中 46 水域で改善され、その内の半数で 30% 以上の改善が図られている。

また近年、住民の中に、都市生活の中で自然とふれあうことのできる水辺を求める声が高まっている。このため、河川管理者において、河川の多様な魅力づくりをめざし、多自然型川づくりや遊歩道整備等、水辺環境整備が積極的に進められており、このためにも良好な水質の確保が求められている。

これらのことから、既に類型当てはめを行っている河川については、現在及び将来の水質汚濁の状況や利用態様の変化等に対応した適切な類型への見直しを行うことが必要であると考えられる。また、未だ類型当てはめを行っていない一定規模以上の河川については、利用目的や現状水質を踏まえ、新規の類型当てはめを行うことが必要であると考えられる。

(2) 既に類型当てはめを行っている水域の見直しについて

先に見直しを行った安威川等 11 水域を除く 55 水域の中には、現行類型よりも上位の類型を経年的に連続して達成し、より良好な水質の確保の観点から見直しが必要となっている水域が見られる。

その一方で、依然として環境基準が達成されておらず、より一層の水質改善への取り組みが急務となっている水域もみられる。

このため、この 55 水域すべてについて、類型の見直し及び環境基準達成の方途を審議、検討した。

(3) 新規類型当てはめについて

未だ類型当てはめを行っていない河川水域については、水質汚濁防止の必要性の観点から、流路延長 5 km、流域面積 10km² 以上のもの、もしくはそれと同等と考えられる河川水域を抽出し、上水道取水、漁業権設定、農業利水等の利用並びに現状水質の状況から、水域の類型当てはめを審議、検討した。

また、現在類型当てはめが行われていない東横堀川については、上流（土佐堀川）及び下流（道頓堀川）において、既に類型当てはめが行われていること、及び、都心部で多くの府民が日常的に接する河川であることから、特に新規の類型当てはめを審議、検討した。

3 55 水域の類型見直しについて

(1) 見直しの考え方

55 水域の類型見直しに当たっては、環境大臣による見直し結果を踏まえた大阪府知事による安威川等 11 水域の見直しとの整合を図る観点から、国における見直しの考え方を基本に、河川の代表的な汚濁指標である BOD に主眼を置き、さらに、水生生物の生息に強く関与する溶存酸素量（DO）を含め、当該河川水域の現在及び将来の水質汚濁等の状況変化を踏まえ、必要な見直しを行うこととした。

具体的には、個々の河川水域毎に、その利用目的の変化や現行類型での環境基準の達成状況を勘案しつつ、将来の達成見込みを考慮して、できる限り上位の類型へ当てはめるようにした。

また、水辺環境の整備が行われる河川水域の類型当てはめは、平成 4 年の見直し時に、従来の利用目的や水質汚濁の状況等の変化に加え、魚が棲めるような良好な水質をめざすという観点から、C 類型以上への当てはめを行っている。

今回の見直しでは、従来の利用目的等を尊重しながら、現在実施または計画されている多様な水辺環境の整備内容を、水とのふれあいという観点から細分化し、快適性及び安全性の確保の観点から、その内容を考慮して類型を当てはめることとした。

具体的には、

○緩傾斜護岸等、水辺に近付ける整備が行われている、または計画がある河川水域

○河畔公園、堤防上の遊歩道等の整備が行われている、または計画がある河川水域

について、整備内容を考慮してそれぞれ概ねB類型以上、C類型以上に類型の当てはめを行うこととした。

さらに、関係機関が連携し、流域が一体となって計画的に施策を講じることにより、水質の改善が見込まれる水域について、計画の目標との整合を図り、より一層の施策の誘導に資するため見直しを行うこととした。

(2) 水域類型と達成期間についての検討結果等

個々の水域に関する検討結果は以下のとおりである。

① 現況水質が上位類型を達成しており、現況水質を保全する観点から上位の類型に見直す水域（現況水質は平成13年度。以下同じ。）

a. 芥川(2)（現行類型はBロ、以下同じ。）

上位類型のA類型を連続して達成しており、現況水質を保全する観点からA類型とする。

b. 平野川分水路（Eイ）

上位類型のD類型を連続して達成しており、現況水質を保全する観点からD類型とする。

c. 堂島川（Cイ）

上位類型のB類型を連続して達成しており、現況水質を保全する観点からB類型とする。

d. 六軒家川（Cイ）

上位類型のB類型を連続して達成しており、現況水質を保全する観点からB類型とする。

e. 千早川（Bイ）

上位類型のA類型を連続して達成しており、現況水質を保全する観点からA類型とする。

達成期間はいずれの水域も「イ、直ちに達成」とする。

② 将来、水質が上位類型を達成する見込みであり、達成が見込まれる類型に見直す水域

a. 平野川（Eハ）

将来、D類型の達成が見込まれるため、この水質を目指してD類型とする。

達成期間は「ロ、5年以内で可及的速やかに達成」とする。

③ 水辺環境の整備の観点からより適した類型に見直す水域

a. 大川（Cイ）

都心部で多くの府民が日常的に接する河川であり、かつ、城北川では水の中に入って遊ぶことのできる空間が整備されており、水とのふれあいに適切な水質を保全する観点から上位類型のB類型とする。

達成期間は、現況水質がB類型を達成しており、「イ、直ちに達成」とする。

b. 道頓堀川（Cイ）

都心部で多くの府民が日常的に接する河川であり、かつ、水に触れることが可能なまでに近づける親水性の高い空間が整備されており、水とのふれあいに適切な水質を保全する観点から上位類型のB類型とする。

達成期間は、現況水質ではD〇がB類型を達成していないが、大阪市による道頓堀川水辺整備事業計画（平成22年度第一期完成予定）から達成が見込まれるため「ハ、5年を超える期間で可及的速やかに達成」とする。

c. 安治川（Cイ）

天保山、中央卸売市場の近傍で、多くの府民が日常的に接する河川であり、水とのふれあいに適切な水質を保全する観点から上位類型のB類型とする。

達成期間は、現況水質がB類型を達成しており、「イ、直ちに達成」とする。

- ④ 現況で現行または上位類型を達成していないが、国、大阪府及び関係市が連携して水質改善に取り組むこととなっており、これにより上位類型の達成が見込める水域

- a. 寝屋川（Eハ）
- b. 恩智川（Eハ）
- c. 古川（Eハ）
- d. 第二寝屋川（Eハ）

寝屋川水域については、平成14年12月に発足した国土交通省近畿地方整備局、大阪府及び関係市で構成する「寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ流域協議会」において、計画目標年度を10年後とする「寝屋川流域水環境改善緊急行動計画」を平成15年度中に策定予定であり、流域が一体となって計画的に施策を講じることにより、水質の改善が見込まれる。

類型は、現況の水質及び、寝屋川については水域内における他の基準点の水質を勘案して、上位類型のD類型とする。

達成期間はいずれの水域も「ハ、5年を超える期間で可及的速やかに達成」とする。

- ⑤ 現行の水域類型（A類型）を維持する水域

- a. 芥川(1)（A）
- b. 水無瀬川（A）
- c. 石見川（A）
- d. 番川（A）

- ⑥ 現況水質は現行の水域類型を達成しているが、上位類型を達成していないため、現行の水域類型を維持する水域

- a. 近木川上流（B）

- ⑦ 現況水質が現行の水域類型を達成していないため、現行の水域類型を維持する水域

- a. 船橋川（B）

- b. 穂谷川 (B)
- c. 檜尾川 (B)
- d. 天野川 (B)
- e. 土佐堀川 (C) ※
- f. 正蓮寺川 (C) ※
- g. 尻無川 (C) ※
- h. 木津川 (C) ※
- i. 木津川運河 (C) ※
- j. 住吉川 (C) ※
- k. 石川 (B)
- l. 天見川 (B)
- m. 東除川 (C)
- n. 西除川(1) (B)
- o. 西除川(2) (D)
- p. 和田川 (C)
- q. 大津川上流 (B)
- r. 大津川下流 (D)
- s. 牛滝川 (B)
- u. 松尾川 (B)
- v. 槇尾川 (B)
- w. 父鬼川 (A)
- x. 春木川 (E)
- y. 津田川 (E)
- z. 近木川下流 (E)
- aa. 見出川 (E)
- ab. 佐野川 (E)
- ac. 檜井川上流 (B)
- ad. 檜井川下流 (E)

- ae. 男里川 (A)
- af. 金熊寺川 (A)
- ag. 菟砥川 (A)
- ah. 山中川 (A)
- ai. 大川 (A)
- aj. 東川 (A)
- ak. 西川 (A)

(※はD Oが未達成)

- ⑧ 現在の基準点が感潮区間にあり、測定データに当該河川の状況が適切に反映されていない可能性があることから、今後、これについて詳細な検討を行うこととし、当面現行の水域類型を維持する水域

- a. 石津川 (E)

(3) 類型当てはめの見直し結果

上記の検討結果を整理すると、類型当てはめを見直す水域は表1のとおりである

表1 類型当てはめの見直し結果

水 域	範 囲	基準点	類 型		
			見直し 案	現 行	
淀川	芥川（2）	塚脇橋より下流	鷺打橋	Aイ	Bロ
寝屋川	寝屋川	全域	萱島橋他3地点	Dハ	Eハ
	恩智川	全域	住道新橋	Dハ	Eハ
	古川	全域	徳栄橋	Dハ	Eハ
	第二寝屋川	全域	新金吾郎橋	Dハ	Eハ
	平野川分水路	全域	天王田大橋	Dイ	Eイ
	平野川	全域	城見橋	Dロ	Eハ
大阪市内河川	大川	大川全域及び城北川全域	桜宮橋	Bイ	Cイ
	堂島川	全域	天神橋	Bイ	Cイ
	道頓堀川	全域	大黒橋	Bハ	Cイ
	六軒家川	全域	春日出橋	Bイ	Cイ
	安治川	全域	天保山渡	Bイ	Cイ
大和川	千早川	全域	石川合流直前	Aイ	Bイ

注) 類型欄のA～Eは環境基準の類型を、イ～ハは達成期間を示す。詳しくは参考資料1の「水質環境基準について」を参照。

4 新規類型当てはめについて

(1) 類型当てはめの考え方

新規に類型当てはめを行う河川水域は、水質汚濁防止の必要性の観点から田尻川、一庫・大路次川、山辺川、東横堀川、飛鳥川、梅川、佐備川の7水域とした。

類型当てはめに当たっては、安威川等11水域と同様、国における見直しの考え方を基本に、河川の水質汚濁の代表的な指標であるBODに主眼を置き、当該河川の現在及び将来の状況変化を踏まえて検討を行うこととした。

具体的には、個々の水域毎に、その利用目的や水質の現況を勘案し、さらに将来の達成見込みを考慮して類型の当てはめを行うこととした。

また、水辺環境の整備が実施または計画のある河川については、前項の見直しの考え方と同様とした。

なお、流路延長5km、流域面積10km²以上もしくはそれと同等と考えられる河川のうち、女瀬川については、自然流量が少なく、河川流量に占める特定の工場排水の比率が高いこと、また、水越川については将来とも開発による流域の状況変化が想定されないことから、両河川水域とも類型当てはめを行わないこととした。

(2) 水域類型と達成期間についての検討結果等

個々の水域に関する検討結果は以下のとおりである。

- ① 現況水質が現状の利用目的に対応した類型よりも、上位の類型を達成しており、現況水質の保全と水辺環境の整備の観点から上位の類型に当てはめを行う水域

a. 田尻川（神崎川水域）

現行の利用目的に対応したB類型はもとより、A類型を達成しているため、水とのふれあいに適した現況水質を保全する観点からA類型とする。

達成期間は「イ、直ちに達成」とする。

- ② 現況水質が現行の利用目的に対応した類型よりも、上位の類型を達成する見込みがあり、現況水質の保全と水辺環境の整備の観点から上位の類型に当てはめを行う水域

a. 飛鳥川

現行の利用目的に対応したD類型は達成しており、将来、C類型の達成が見込まれるため、水とのふれあいに適した水質を目指してC類型とする。

達成期間は「ロ、5年以内で可及的速やかに達成」とする。

③ 現況水質が現行の利用目的に対応した類型よりも、上位の類型を達成する見込みがあり、現況水質を保全するために上位の類型に当てはめを行う水域

a. 梅川

現行の利用目的に対応したD類型は達成しており、将来、B類型の達成が見込まれるため、この水質を目指してB類型とする。

b. 佐備川

現行の利用目的に適応したD類型は達成しており、将来、C類型の達成が見込まれるため、この水質を目指してC類型とする。

達成期間はいずれの水域も「ロ、5年以内で可及的速やかに達成」とする。

④ 現況水質は現行の利用目的に対応した類型を達成しているため、当該類型を当てはめる水域

a. 一庫・大路次川

A類型を現況で達成しており、現況水質を保全する観点から当該類型のA類型とする。

b. 山辺川

A類型を現況で達成しており、現況水質を保全する観点から当該類型のA類型とする。

達成期間はいずれの水域も「イ、直ちに達成」とする。

⑤ 現況で特に利用目的がないが、水辺環境の整備及び現況の水質を保全する観点から類型を当てはめる水域

a. 東横堀川

C類型を現況で達成しており、都心部で多くの府民が日常的に接する河川であり、かつ、親水公園が整備されており、水とのふれあいに適切な水質を保全する観点及び現況水質を保全する観点から当該類型のC類型とする。

達成期間は「イ、直ちに達成」とする。

(3) 新規の類型当てはめ結果

上記の検討結果を整理すると、新規に類型を当てはめる水域は表2のとおりである。

表2 新規の類型当てはめ結果

水 域		範 囲	基準点	類型当てはめ案
神 崎 川	田尻川	兵庫県界より上流	兵庫県界	Aイ
	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	兵庫県界	Aイ
	山辺川	全域	一庫・大路次川合流直前	Aイ
大 阪 市	東横堀川	全域	本町橋	Cイ
大 和 川	飛鳥川	全域	円明橋	Cロ
	梅川	全域	石川合流直前	Bロ
	佐備川	全域	大伴橋	Cロ

注) 類型欄のA～Eは環境基準の類型を、イ～ハは達成期間を示す。詳しくは参考資料1の「水質環境基準について」を参照。

5 達成の方途

河川水質に係る環境基準を達成するためには、汚濁負荷の大きな割合を占める生活系排水の対策が重要である。このため、公共下水道の整備や接続率の向上、合併処理浄化槽等の普及促進に努めることが必要である。また、河川水質に係る各種の情報を広く提供するとともに、関係市町村やNPO等と連携し、各家庭で実践できる生活雑排水対策についての啓発活動等を積極的に進めることが必要である。併せて、合流式下水道整備区域については、雨水滞水池や高度処理化などの対策を進めることが必要である。

一方、生活排水対策の進捗にもかかわらず、汚濁状況の改善が進まない原因としては、特定発生源からの排水や底泥由来の汚濁物質などが考えられることから、対象となる河川については、特定発生源に対する規制指導の強化や底泥の浚渫等、効果的な対策を進める必要がある。

治水対策を主眼においた河川整備は、河川の持つ水質自浄作用の低下を招くことから、府下において、接触酸化量を増やすために既の実施されている「礫間接触酸化法」や「薄層流」、堰・落差工を利用した「堰浄化」、河川が持つ自浄作用を利用した「瀬と淵浄化」など、効果的な水質浄化対策を引き続き進める必要がある。そして、治水緑地の植生による浄化についても、効果があるとされていることから、今後、事業実施が可能な河川から推進する必要がある。

また、水量豊かな水辺空間は府民に憩いと潤いの場を提供し生活環境を改善することから、森林域においては、人工林における間伐や枝打ち等の森林管理を適切に行うとともに、荒廃地の植生回復や保水機能の高い樹種の植栽などを通じて水源かん養機能の向上を図る必要がある。

さらに、都市域では雨水の不浸透面積を抑制するとともに、農村域では農地やため池を適切に管理することなどにより、地下水をかん養し、河川への流入を安定させることができることから、府民、市町村及びNPO等と連携し、上下流一体となった総合的な諸施策を講じ、健全な水循環を再生していくことも重要である。

また、環境基準の達成に向けて、PDCAサイクル[※]による水質改善の諸施策の進行管理を行うことが望まれる。

[※]PDCAサイクル：PDCA (Plan, Do, Check, Action) は企業経営等で使われているマネジメントの基本的な手法。「大阪21世紀の環境総合計画」(平成14年3月)では、環境マネジメントシステムに環境保全活動の仕組みとしてPDCAサイクルを取り入れ、進行管理・点検評価システムの具体化を図り、計画の目標達成に向け継続的改善を行うこととしている。

6 おわりに

環境審議会では、今回の第2次答申により、第1次答申と併せて大阪府域全域を対象に類型見直しの検討を行ったことになる。

今後、この類型当てはめ結果に従い、必要な対策が推進されていくものと思われるが、府域においては、依然として環境基準が達成されていない河川も見られ、より一層の水質保全が急務となっていることから、関係行政機関、事業者、府民、NPO等が連携し、一体となって、「達成の方途」に示した諸施策を着実に推進することが重要であり、そのためには連携する仕組みづくりも必要であることを強く指摘しておきたい。

(付帯意見)

1 水辺の空間利用による新たな類型設定について

今回の河川水質に係る環境基準の類型当てはめの見直しに当たっては、従来の河川の利用目的及び現状の水質等の面から検討するだけでなく、水辺環境の整備が実施または計画されている河川水域については、水とのふれあいといった面からの検討も行った。

具体的には、緩傾斜護岸等水辺に近付くことのできる整備が行われている河川水域は概ねB類型以上、河畔公園、堤防上の遊歩道等の整備が行われている河川水域については概ねC類型以上にとりょうに、快適性及び安全性の確保の観点から従前の生活環境項目による類型の枠組みのほかに、その整備から生まれる水とのふれあいという利用形態にふさわしい類型に当てはめを行うことを試みた。

しかし、水とのふれあいの程度、生物のよりよい生育、生息環境の程度等を表す指標としては、現在設定されている生活環境項目をそのまま用いることは必ずしも適切でないと考えられる。護岸の勾配や材質という整備内容に関わる指標、水のおい、川底のぬめりといった人の感覚に関わる指標の方がよりの確に水辺空間を捉えることができる。

このため、より快適な水辺空間を保全・創造していくためには、これらの整備内容にかかわる指標や人の感覚に関わる指標を、いわば「親水項目」として設定し、これらの指標による、具体的な利用形態に適應するランク付け等を通じて、より積極的に水辺空間を評価するとともに、環境基準の類型当てはめに活かしていくことが望まれる。

今後、水とのふれあいに関する府民ニーズはより高まることから、新たな指標及びこれによる達成目標の設定のための幅広い調査検討を行う必要がある。

2 類型当てはめ見直しの検討時期について

今回の類型当てはめの見直しは、前回の見直しからおよそ10年を経過して行われ、その検討に当たっては、近年、積極的に進められている水辺環境の整備にふさわしい水質保全という観点も踏まえた。

水辺環境の整備により生まれる水とのふれあいという水辺の利用は、従来の利水よりも水質等の変化に影響を受けやすい。また、水とのふれあいに関する府民ニーズはより高まることから、水辺環境の整備は今後も積極的に推進されると考えられ、状況の変化に即応

して、適宜見直しの検討、すなわち、見直しの間隔を例えば5年ごとというようにこれまでより短くすることが必要である。

3 大腸菌群数の基準について

河川水質の大腸菌群数に係る環境基準は、A類型、B類型に設定されている。

大阪府域の河川におけるその達成状況は、山間部の河川、都市内の河川を問わず必ずしも高いとはいえない。その原因については、食料品加工の事業場等、対策を講じることが可能なものから、土壌由来といった対策が困難なものまで種々考えられるが、当面は、各河川水域における実態やその主原因を調査し、その結果を踏まえて、効果的な対策を検討する必要がある。

大腸菌は、大部分は無害であり、環境基準における大腸菌群数は、人のし尿に由来する病原性細菌の存在のために、その指標として設定されている。しかし、これまでの測定では、人為的な影響をほとんど受けない河川でも高濃度を示している例が見られている。大腸菌群数の指標としての有意性は、中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会でも問題にされており、現在、環境省において基準の見直しも含めた検討が行われている。

大阪府としても、この推移を見守りつつ、当面は実態調査を進め、人為的な影響の程度によっては環境基準の見直しを国に要望していく等、適切かつ実効ある措置を検討していく必要がある。

参考資料

1 水質環境基準について

(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目	類型 利用目的 の適応 性	AA	A	B	C	D	E
			水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げる もの	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産3級 工業用水1 級及びD欄 以下の掲げ るもの	工業用水2 級農業用 水及びE欄 の欄に掲げ るもの
基準 値	水素イオン 濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下
	浮遊物質 量 (SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌群数	50MPN /100mL 以下	1,000MPN /100mL 以下	5,000MPN /100mL 以下	-	-	-

(備考) 1 基準値は日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

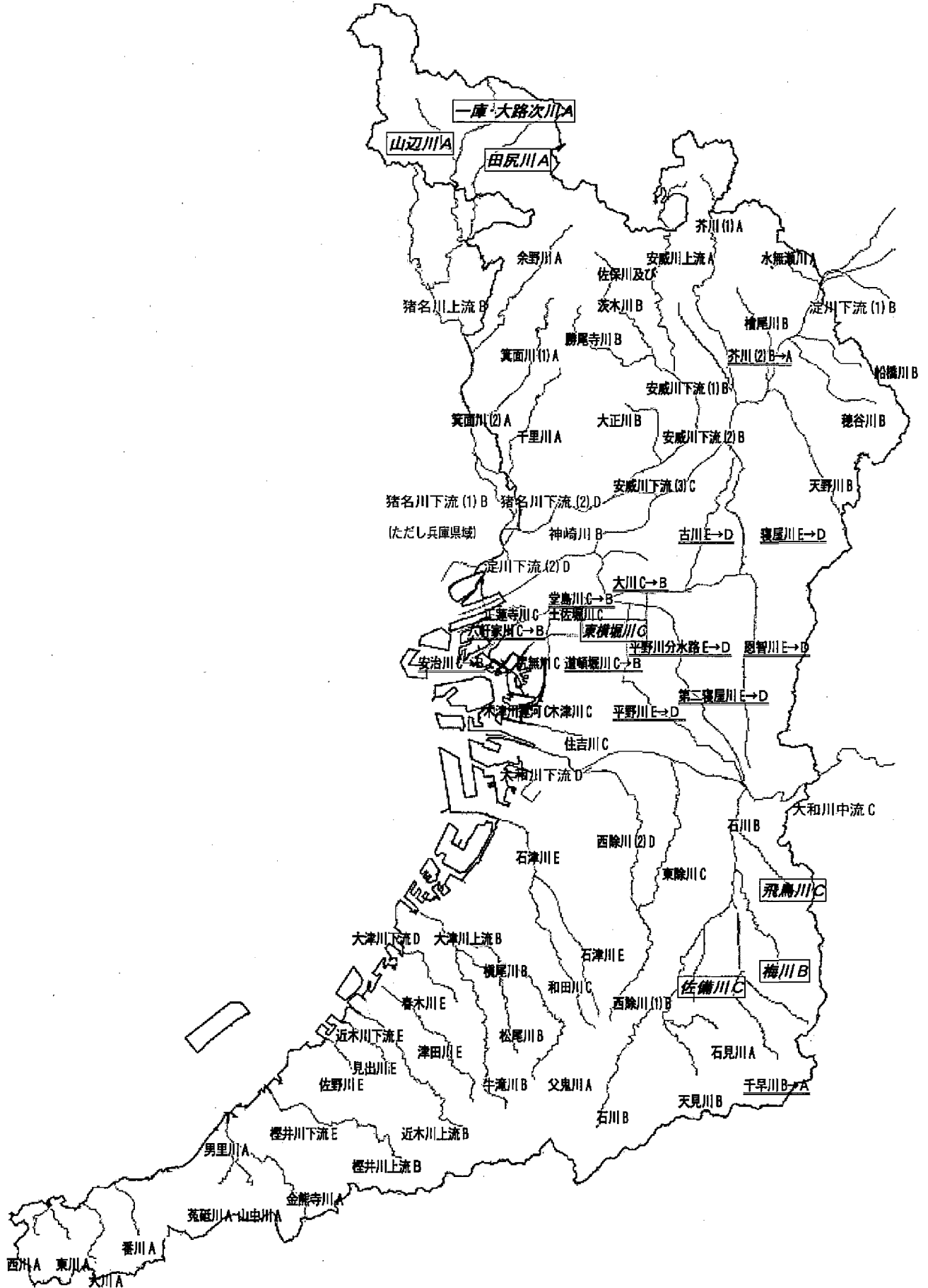
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 生活環境の保全に関する環境基準の達成期間等

分類	達成期間
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的速やかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成

2 類型当てはめ見直し河川図



3 河川の利用状況と水質の概要

見直し		現況水質は平成13年度、将来予測は平成17年度、単位mg/L									
水域	環境基準点	現行類型	河川の利用状況		水質の現況(BOD)		将来の水質予測	上位類型の達成	水辺環境整備	類型見直し案	
			現行類型との整合	利用目的	年平均値	75%値					
淀川	船橋川	新登橋上流	B/A	整合	農業用水:D	8.9	10	—			
	樽谷川	淀川合流直前	B/A	整合	農業用水:D	12	12	—	I		
	樽尾川	盤手神社前	B/D	整合	農業用水:D	3.4	4.7	—			
	天野川	淀川合流直前	B/A	整合	農業用水:D	7.6	8.3	—	I		
	芥川(1)	塚脇橋	A/I	整合	水道2級:A 農業用水:D 水産2級:B	0.9	1.0	—	I		
	芥川(2)	鷺打橋	B/D	整合	農業用水:D	1.6	1.5	—	A達成	I	A/I
水無瀬川	神高速道路高架橋下	A/I	整合	水道2級:A 農業用水:D 水産1級:A	0.9	1.0	—				
寝屋川	寝屋川	京橋他3地点	E/A		農業用水:D	9.8 (今津)	14 (今津)	—	D達成見込	II	D/A
	恩智川	住道新橋	E/A		農業用水:D	9.5	11	—	D達成見込	II	D/A
	古徳川	栄橋	E/A	—		8.5	12	—	D達成見込		D/A
	第二寝屋川	新金吾郎橋	E/A	—		8.5	8.7	—	D達成見込	II	D/A
	平野川分水路	天王田大橋	E/I	—		4.6	5.7	5.3	D達成		D/I
大阪市内河川	平野川	城見橋	E/A	—		6.1	8.3	6.8	D達成見込		D/D
	大堂川	榎宮橋	C/I	整合	工業用水1級:C	1.3	1.5	—	A達成	I	B/I
	島川	天神橋	C/I	—		1.9	2.3	—	B達成	II	B/I
	土佐堀川	天神橋	C/A	—		3.1	3.0	—	B達成*	II	
	道頓堀川	天黒橋	C/I	—		2.3	2.3	—	B達成*	I	B/A
	正蓮寺川	北港大橋下流70m	C/I	—		3.0	2.6	—	B達成*		
	六軒家川	春日出橋	C/I	—		1.7	2.2	—	B達成		B/I
	安治川	天保山渡	C/I	整合	工業用水1級:C	1.2	1.2	—	A達成**	II	B/I
	尻無川	甚兵衛渡	C/I	—		1.8	1.9	—	A達成*	II	
	木津川	千本松渡	C/I	整合	工業用水1級:C	1.8	1.9	—	A達成*	II	
	木津川	運河船住之江大橋下流1100m	C/A	—		1.8	2.1	—	B達成*		
大和川	石川	石川橋他1地点	B/A		水道2級:A 農業用水:D 水産2級:B	3.5 (石川)	5.1 (石川)	—		I	
	早見川	石川合流直前	B/I	整合	農業用水:D	1.2	1.5	—	A達成		A/I
	天見川	新喜多橋	B/I	整合	農業用水:D	4.4	6.3	—			
	石見川	新高野橋	A/I	整合	水道2級:A 農業用水:D	1.2	1.8	—			
	東除川	明治小橋	C/A	—		13	15	—			
	西除川(1)	狭山池流出端	B/A	—		3.1	3.4	—		II	
西除川(2)	大和川合流	D/A	—		14	16	—		II		
泉州諸河川	石津川	石津川橋	E/A		農業用水:D	8.4	10	—			
	和田川	小野々井橋	C/A	整合	農業用水:D	8.2	10	—			
	大津川上流	高津取水口	B/D	整合	農業用水:D	8.5	10	—		II	
	大津川下流	大津川橋	D/A	—		9.4	9.8	—		II	
	牛滝川	高津橋	B/A	整合	農業用水:D	5.5	6.6	—		I	
	松尾川	新緑田橋	B/A	整合	農業用水:D	5.9	6.9	—		I	
	檀尾川	繁和橋	B/I	整合	農業用水:D	7.3	8.8	—		I	
	父鬼川	神田橋	A/I	整合	農業用水:D	2.2	2.5	—			
	春木川	春木橋	E/A		農業用水:D	12	12	—		I	
	津木川	昭代橋	E/A		農業用水:D	11	13	—			
	近木川上流	厄除橋	B/I	整合	農業用水:D	2.6	3.0	—		I	
	近木川下流	近木川橋	E/A		農業用水:D	11	13	9.9			
	見出川	見出橋	E/A		農業用水:D	14	14	—			
	佐野川	昭平橋	E/A		農業用水:D	11	13	—			
	櫻井川上流	兎田橋	B/I	整合	農業用水:D	6.9	9.2	—		II	
	櫻井川下流	櫻井川橋	E/A		農業用水:D	15	18	—			
	男里川	男里川橋	A/I	整合	農業用水:D	4.2	5.0	—		II	
	金熊寺川	男里橋	A/I	整合	水道2級:A 農業用水:D	3.6	4.1	—		II	
	菟砥川	西打合橋	A/I	整合	農業用水:D	3.8	4.3	—		II	
	山中川	東打合橋	A/I	—		2.9	3.1	—		II	
番川	田身輪橋	A/I	整合	農業用水:D	1.7	1.9	—		II		
大東川	昭南橋	A/I	整合	農業用水:D	2.6	3.2	—		II		
東川	一軒家橋	A/I	整合	農業用水:D	2.3	2.7	—		II		
西川	三うや橋	A/I	整合	農業用水:D	2.1	2.5	—		II		

*はB類型のDO未達成を、**はA類型のDO未達成を示す。

水辺環境整備のIは緩傾斜護岸等水辺に近づける整備がなされている、または計画がある河川、IIは河畔公園、堤防上の遊歩道等の整備がなされている、または計画がある河川

新規当てはめ

現況水質は平成13年度、将来予測は平成17年度、単位mg/L

水域	環境基準点	河川の利用状況 利用目的	水質の現況(BOD)		将来の水質予測	類型の達成	水辺環境整備	類型当てはめ案	利用目的との整合
			年平均値	75%値					
神崎川	田尻川	府県境 農業用水:D 水産2級:B	1.3	1.3	—	A達成	I	Aイ	整合
	一庫・大路次川	府県境 水道2級:A 農業用水:D 水産2級:B	1.0	1.1	—	A達成		Aイ	整合
	山辺川	一庫・大路次川 合流直前 水道2級:A 農業用水:D 水産2級:B	1.2	1.2	—	A達成		Aイ	整合
大阪市内	東横堀川	本町橋	3.3	4.3	—	C達成	II	Cイ	—
大和川	飛鳥川	円明橋 農業用水:D	11	6.2	5.0	C達成見込	II	Cロ	整合
	梅川	石川合流直前 農業用水:D	2.7	3.5	2.8	B達成見込		Bロ	整合
	佐備川	大伴橋 農業用水:D	4.7	5.2	4.8	C達成見込		Cロ	整合

水辺環境整備のIは緩傾斜護岸等水辺に近づく整備がなされている、または計画がある河川、IIは河畔公園、堤防上の遊歩道等の整備がなされている、または計画がある河川

4 水質 (BOD) 経年変化と環境基準の達成状況

単位:mg/L

水域			環境基準点	類型	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
淀川	船橋川	新登橋上流	Bハ	9.8	5.5	13	9.2	8.5	9.4	8.7	7.6	7.7	8.2	10	9.4	6	8.6	6.1	10	10	
				7.9	4.9	9.3	7.8	7.0	8.5	7.1	7.5	5.8	7.0	12	8.3	5.6	6.3	6.0	7.9	8.9	
	穂谷川	淀川合流直前	Bハ	25	17	29	17	19	17	14	19	13	17	18	14	8.2	8.7	11	8.7	12	
				19	14	28	16	16	18	14	17	11	14	14	12	8.0	6.1	8.2	7.9	12	
	檜尾川	磐手神社前	Bロ	13	17	11	10	13	8.5	8.8	9.8	13	13	11	11.0	8.8	7.5	7.5	4.4	4.7	
				9.9	15	8.2	9.7	11	7.8	6.5	8.4	10	10	10	9.0	7.5	6.5	6.0	3.9	3.4	
	天野川	淀川合流直前	Bハ	15	13	22	17	16	18	10	13	8.2	11	15	16	7.9	8.3	9.0	10	8.3	
				13	8.3	17	15	14	12	9.7	12	7.8	11	12	12	7.0	6.5	7.1	7.8	7.6	
	芥川(1)	塚脇橋	Aイ	1.4	1.1	1.0	1.1	0.8	0.9	0.7	1.1	0.8	1.3	1.0	0.8	0.6	0.7	1.0	1.0	1.0	
				1.2	0.8	0.9	1.1	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	1.1	0.9	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	
芥川(2)	鷺打橋	Bロ	4.5	6.9	7.1	5.2	5.1	6	4.2	3.7	4.5	6	6.3	4.8	3.3	3.7	2.6	1.8	1.5		
			5.2	5.8	5.3	4.1	3.9	4.4	3.3	3.4	3.4	5.1	4.8	3.9	2.8	2.9	2.2	1.6	1.6		
水無瀬川	名神高速道路高架橋下	Aイ	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.9	<0.5	0.6	0.8	1	
			0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.8	0.5	0.7	0.7	0.9									
寝屋川	萱島橋	Eハ	5.3	9	14	5.4	4.4	4.6	6.4	3.4	5.4	7.9	7.3	2.7	2.3	2.1	2.9	3.9	4.0		
			5.9	5.6	8.2	4.5	3.5	4.5	4.3	3.1	4.4	5.3	4.5	2.3	2.0	2.1	3.2	3.8	3.3		
			20	23	26	23	16	14	20	16	27	20	18	12	9.2	8.1	8.1	8	6.8		
			18	17	20	16	11	12	14	13	16	15	14	11	6.7	6.7	6.8	6.7	6		
	住道大橋	Eハ	18	16	21	15	14	10	14	13	13	15	10	7.3	8.3	8.8	9.4	14			
			14	12	16	11	11	11	11	9.7	11	12	9.3	6.3	7.3	7.3	9.4	9.8			
			7.6	7.5	7.1	6.9	6.3	6.8	6.0	5.7	5.2	6.4	8.9	6	5.4	3.6	5.3	5.9	5.1		
			6.6	7.5	5.9	5.8	5.5	5.7	5.1	4.4	4.7	5.8	6.8	5.3	4.6	3.4	5.4	5.2	4.2		
	今津橋	Eハ	29	30	31	33	26	21	25	26	28	25	23	21	17	14	13	13	11		
			28	23	28	26	21	21	22	20	21	22	20	19	15	12	10	11	9.5		
23			19	22	16	24	12	16	13	19	17	13	9.5	11	13	9.6	9.2	12			
20			17	19	13	17	10	11	11	13	14	12	9.3	8.7	9.4	8.0	7.8	8.5			
京橋	Eハ	13	11	10	6.9	10	10	9.3	6.8	8.7	15	9.6	14	6.1	6.4	9.1	5.9	8.7			
		10	10	7.9	5.9	8.5	11	8.1	5.9	8.6	11	7.8	9.2	6.0	6.1	7.2	5.2	8.5			
		11	10	9	8.7	8.8	6.6	5.9	6.4	10	7.3	10	9.4	8.6	5.8	6.7	6.2	5.7			
		9.5	10	10	7.5	8.2	6.1	5.5	5.3	9.2	6.9	9.1	8.8	7.1	5.5	6.0	5.7	4.6			
天王田大橋	Eイ	10	9.7	8.8	10	10	11	9.2	9.7	13	12	12	17	13	9.8	8.3	8.5	8.3			
		7.8	8.7	8.3	8.8	9.8	9.4	8.1	8.1	12	11	12	14	11	8.9	7.3	7.2	6.1			
		2.4	2.8	4.2	3.3	2.7	2.9	2.2	2.2	2.1	3.0	2.5	2.3	2.2	1.6	2.1	1.9	1.5			
		2.4	2.6	3.1	2.8	2.3	2.5	2.1	1.9	1.8	2.5	2.1	2.1	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	1.3		
桜宮橋	Cイ	3.1	3.4	4.5	3.7	3.5	3.2	2.7	3.2	4.2	4.7	5.4	3.9	4.7	3.7	3.9	2.3	2.3			
		3.0	3.2	4.8	3.7	3.1	2.7	2.5	2.9	4.0	4.2	4.4	3.6	4.0	3.2	3.1	2.3	1.9			
		6.3	5.5	5.7	6.2	6.7	5.6	4.5	6.0	6.1	6.5	6.7	7.7	6.1	4.2	5.1	4.3	3			
		4.9	5.3	5.8	5.2	5.4	4.5	4.0	5.6	5.2	5.4	5.3	6.6	5.1	4.0	3.8	3.7	3.1			
天神橋	Cハ	3.5	3.2	4.1	2.8	2.9	3.4	3.3	2.9	2.8	3.7	3.3	2.7	2.5	2.8	3.3	3.8	2.3			
		2.9	2.7	3.5	2.6	2.7	3.4	2.9	3.0	2.4	3.1	2.7	2.4	2.3	2.5	2.6	3.3	2.3			
		2.2	2.7	2.9	4.4	4.4	3.6	3.6	2.4	2.6	2.8	3.3	3.2	3.4	2.7	2.5	2.7	3.3	3		
		3	3.6	3.6	2.7	3.4	2.9	2.4	2.4	2.6	5.1	4	3.2	2.6	2.1	2.8	2.6	2.2			
春日出橋	Cイ	2.6	3.3	3.2	2.7	2.8	2.6	2.1	2.2	3.1	4.0	3.1	2.6	2.6	1.9	2.7	2.2	1.7			
		2.3	2.1	2.7	2	1.8	2.3	2.0	1.8	2.5	2.7	1.9	1.9	2	1.7	1.8	1.2				
		2.1	1.8	2.1	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6	1.2			
		2.9	2.5	2.9	3.8	3.0	2.7	3.2	2.7	3	2.3	2.2	1.9								
甚兵衛渡	Cイ	2.8	2.8	2.2	2.5	3.1	3.5	2.5	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2	1.8							
		3.4	4.0	4.3	3.4	3.7	3.1	3.0	3.3	4.2	2.8	2.9	3.3	2.7	2.3	2.3	2.1	1.9			
		3.3	4.0	3.8	3.5	3.5	3.1	2.6	2.7	3.1	2.7	2.5	2.7	2.4	2.4	2.1	2.2	1.8			
		3.1	3.7	2.7	3.1	3.1	3	2.8	2.3	2.4	3.1	3.1	2.9	2.2	2.2	2.4	2.1	2.1			
天保山渡	Cイ	2.6	3.0	2.9	2.8	2.9	2.7	2.3	2.2	2.1	2.5	2.3	2.3	2.1	1.8	2.1	1.9	1.8			
		11	8.4	4.7	3.6																
		7.3	6.1	3.9	2.8																
		7.3	6.1	3.9	2.8																

水域		環境基準点		類型	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
泉州諸河川	大川	昭南橋	Aイ	2.0	3.1	2.3	2.0	2.1	1.6	2.0	1.8	1.7	3.8	3.0	2.5	2.1	1.1	1.9	2.1	3.2	
				1.8	3.0	3.1	2.9	1.9	1.6	1.7	1.5	1.5	2.8	2.8	2.0	1.8	1.0	1.7	2.0	2.6	
				○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	
	東川	一軒家橋	Aイ	1.5	1.8	1.7	1.8	1.3	1.6	1.9	2.0	1.9	2.3	2.0	2.0	2.3	1.2	1.6	1.9	2.7	
				1.2	1.8	1.5	1.6	1.3	1.3	1.6	1.7	1.7	1.9	1.6	1.7	1.7	1.0	1.3	1.8	2.3	
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	
	西川	二うや橋	Aイ	1.2	2.0	1.4	1.2	1.3	1.2	1.5	1.7	1.4	1.0	1.0	1.5	1.3	0.9	1.3	1.7	2.5	
				0.9	1.6	1.3	1.0	1.2	1.0	1.2	1.3	1.4	0.8	1.0	1.3	1.2	0.8	1.0	1.6	2.1	
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

* 上段：BOD75%値
 中斷：年平均値
 下段：○=達成 ×=未達成

* 年間測定回数 1 2 回

5 環境審議会における水質環境基準に係る河川の類型見直しについての検討状況

開催日	審議内容
平成 14 年 7 月 4 日	第 6 回水質規制部会 (1) 類型の当てはめ見直し及び基準達成のための方途について (2) 今後のスケジュールについて
平成 14 年 9 月 18 日	第 7 回水質規制部会 ・ 飛鳥川及び梅川流域の現地調査
平成 14 年 11 月 6 日	第 8 回水質規制部会 (1) 前回の部会での委員意見及び対応について (2) 水辺環境の整備の考え方について (3) 大腸菌群数の基準の考え方について (4) 新規当てはめ検討河川について
平成 14 年 12 月 25 日	第 9 回水質規制部会 (1) 水辺の空間利用の類型当てはめ見直しに際しての考え方について (2) 大腸菌群数の類型当てはめ見直しに際しての考え方について (3) 部会報告（素案）について (4) 環境基準未達成河川などの達成の方途について
平成 15 年 1 月 27 日	第 10 回水質規制部会 (1) 部会報告（素案）について (2) パブリックコメントの実施について
平成 15 年 2 月 5 日 ～ 平成 15 年 3 月 4 日	部会報告書案「水質環境基準に係る河川の類型見直しについて（第 2 次報告）（案）」に対するパブリックコメントの実施 提出 14 通 意見延べ 23 件
平成 15 年 3 月 14 日	第 11 回水質規制部会 (1) パブリックコメントで得られた府民意見と意見に対する見解について (2) 部会報告について
平成 15 年 3 月 26 日	第 20 回大阪府環境審議会 ・ 水質環境基準に係る河川の類型見直しに関する水質規制部会報告（第 2 次報告）について ・ 部会報告をもとに第 2 次答申とすることを了承

(参考：第1次答申までの検討状況)

開催日	審議内容
平成13年12月26日	第17回大阪府環境審議会 (1) 諮問(水質環境基準に係る河川の類型見直しについて) (2) 大阪府環境審議会水質規制部会運営要領(案)について
平成14年1月23日	第4回水質規制部会 (1) 水質環境基準に係る河川の類型見直しについて
平成14年1月25日 ~ 平成14年2月25日	部会報告書案「水質環境基準に係る河川の類型見直しについて(第1次報告)(案)」に対するパブリックコメントの実施 提出 3通 意見のべ6件
平成14年2月28日	第5回水質規制部会 (1) 水質環境基準に係る河川の類型見直しについて(第1次報告)
平成14年3月28日	第18回大阪府環境審議会 ・ 水質環境基準に係る河川の類型見直しに関する水質規制部会報告(第1次報告)について ・ 部会報告をもとに第1次答申とすることを了承

6 大阪府環境審議会委員名簿

(1) 学識経験のあるもの

池田敏雄	(関西大学教授)
池田知隆	(毎日新聞社論説委員)
池田有光	(大阪府立大学名誉教授)
石川忠	(大阪府中小企業団体中央会会長)
井田和子	(元大阪女子大学助教授)
小林勝	(日本労働組合総連合会大阪府連合会副会長)
澤田和之	(大阪府農業会議副会長)
田中忠明	(大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長)
寺島泰	(大阪産業大学教授)
道明雅代	(社団法人大阪府薬剤師会理事)
中村浩	(大谷女子大学教授)
難波精一郎	(宝塚造形芸術大学教授)
西口徹	(大阪弁護士会所属弁護士)
西山淳子	(大阪女子大学教授)
畑中雅代	(大阪交通労働組合男女共生対策委員会副委員長)
原田耕治	(社団法人大阪府工業協会常任理事)
原田智代	(京都精華大学専任講師)
福島敏雄	(産業経済新聞大阪本社編集局次長兼社会部長)
前田英昭	(大阪商業大学教授)
増田昇	(大阪府立大学教授)
又野淳子	(財団法人日本野鳥の会大阪支部会員)
松本弘	(読売新聞大阪本社論説委員)
水野稔	(大阪大学教授)
南努	(大阪府立大学学長)
宮前保子	(株式会社スペースビジョン研究所取締役所長)
村岡浩爾	(大阪産業大学教授)
吉川萬里子	(消費生活専門相談員)
若林明	(社団法人大阪府医師会副会長)

(2) 府議会議員

西口勇	(自由民主党)
安田吉廣	(自由民主党)
花谷みつよし	(民主党、府民ネットワーク)
北之坊皓司	(民主党、府民ネットワーク)
那波敬方	(公明党)
岸上しずき	(日本共産党)

(3) 市町村長

磯村隆文	(大阪市長)
倉田薫	(池田市長)
日下纒子	(豊能町長)

(4) 関係地方行政機関の長

黒木幾雄	(近畿農政局長)
勝野龍平	(近畿経済産業局長)
谷口博昭	(近畿地方整備局長)
梶原景博	(近畿運輸局長)
伊藤隆	(第五管区海上保安本部長)

7 大阪府環境審議会水質規制部会委員名簿

部会長	村岡 浩爾	(大阪産業大学教授)
委員	西山 淳子	(大阪女子大学教授)
専門委員	足立 昌子	(神戸薬科大学助教授)
	小田 一紀	(大阪市立大学教授)
	細田 龍介	(大阪府立大学教授)